

赤十字会員加入申込書・口座振替依頼書

私は、日本赤十字社の活動に賛同し、
赤十字会員として下記の口座より自動振替による継続的な活動資金の協力を申し込みます。

1	記入日	20×× 年 ○ 月 ○ 日	右記項目の□に ☑をご記入ください。	受領証の送付 1年分を毎年1月下旬に まとめて送付します。	☑必要 □不要	表 彰	☑必要 □不要	赤十字からの 情報提供	☑必要 □不要
---	-----	----------------	-----------------------	-------------------------------------	---------	-----	---------	----------------	---------

2 お申し込み者	フリガナ	ニッセキ タロウ			
	お名前	日赤 太郎		様	性別 ☒ 男 ☐ 女
	ご住所	〒105 - 8521 TEL (03) 3437 - 7081 東京 ☒ 都 ☐ 府 港区 芝大門1-1-3			
		日赤マンション501号室			
	生年月日	西暦 19×× 年 ○○ 月 ○○ 日	メールアドレス	abcdef@jrc.or.jp	

※ 振替手数料や事務手続き費用を日本赤十字社で負担いたしますので、お申込み金額は1回あたり2,000円以上をお願いします。
※ 郵便物の届くよう番地・建物名・部屋番号までご記入ください。

3 口座振替内容の選択	右記項目の希望する□に ☒ をご記入ください。	お引落し時期		1回あたりのご支援額
		☐ 毎月払い		☐ 2,000円 ☐ 3,000円 ☒ 5,000円
		☒ 年 <u>1</u> 回払い	引落し希望月 <u>5</u> 月 (例)6,12月	☐ 10,000円 ☐ _____,000円

※お申し込み後、2～3ヶ月後にご指定の口座から引落としを開始いたします。振替日は毎月1日です。
(金融機関が休業中の場合は最初の営業日となります。)

金融機関	御中	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収・加)	(委託者名)	日本赤十字社
ゆうちょ銀行			(委託者コード)	0001428900
			(代金回収受託会社)	みずほファクター(株)

私は、上記記載の代金回収受託会社から請求された金額を預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を承認の上、下記口座からの振替を依頼します。(自動払込の場合を除く)

4	フリガナ	ニッセキ タロウ	届出印
	口座名義人	日赤 太郎	

※ネット銀行の場合、口座開設時に届出印の申請をされていない場合、届出印は不要です。
※法人・団体の場合、法人名・団体名のあとに代表者の肩書き・ご氏名をご記入ください。

引落し口座をA(ゆうちょ銀行以外の金融機関)、又はB(ゆうちょ銀行)からお選びください。

5 ☐ A. ゆうちょ銀行以外の金融機関口座からの引落し					預金種別		① 普通		② 当座				
金融機関 取扱支店名		赤十字			銀行 信用組合 信用金庫 労働金庫		本店 支店 支所		口座番号				
		芝大門					1	2	3	4	5	6	7
金融機関コード		9999		支店コード		123		右づめでご記入ください →					

[illegible]

※通帳の表紙の裏面に記載の記号・番号をご記入ください。

※振替依頼書の記載事項を訂正する場合には、二重線を引き届出印をご捺印のうえ、上又は下に正しい内容をご記入願います。

料金等 日本赤十字社活動資金

金融機関使用欄	
(不備返却事由)	
1.預金取引なし	
2.記載事項等相違	店名・預金種目・口座番号・口座名義
3.印鑑相違	
4.その他()	

(不備返却先) 〒192-0390 日本郵便株式会社 八王子南郵便局 私書庫5号
光ビジネスフォーム株式会社内
BPO部 みずほファクター担当不備返送対応係

検 印	印鑑照合	受 付 印
-----	------	-------

(お願い)この預金口座振替依頼書の記載内容に不備がある場合、
不備返却事由に○印を付けた上、上記へご送付ください。

払込先口 番号:00130-1-14403
 払込先加入者名:みずほファクター株式会社
 振替日・払込日:毎月1日(金融機関休業日の場合、翌営業日)

- 1.銀行（金庫・組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を当座金口座から強引のうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、請求通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振出しはできません。
- 2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用しての範囲内の金額を含む）をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してさしつかえありません。
- 3.この契約を解約するときは、私から銀行（金庫・組合）に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がないなど相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行（金庫・組合）はこの契約が終了したものととして取り扱ってさしつかえありません。
- 4.この預金口座振替についてかりに迷惑が生じても、銀行（金庫・組合）の責めによる場合を除き、銀行（金庫・組合）には迷惑をかせません。
(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動引き込み規定が適用されます)

顧客No.